

契約保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について

本市（上下水道局を含みます。）が発注する予定価格が 400 万円を超える建設工事及び予定価格が 200 万円を超える工事関連業務の契約における契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含みます。以下同じ。）に係る保証証書等について、下記のとおり電子証書等閲覧サービスを用いた電子による取扱いを開始しますのでお知らせします。

記

1 電子保証について

電子保証とは、これまで保証機関から提供されていた従来の「保証証書（書面）」に代わる「電子証書」を、受注者と発注者双方がインターネット上の「電子証書閲覧サービス」を介して確認することができる仕組みです。

2 電子保証の対象について

予定価格が 400 万円を超える建設工事及び予定価格が 200 万円を超える工事関連業務の契約について、令和 8 年 4 月 1 日以降に本市へ提出する保証証書等について下表のとおり電子保証の対象とします。なお、従来どおり紙の証書・証券での提出も可能です。

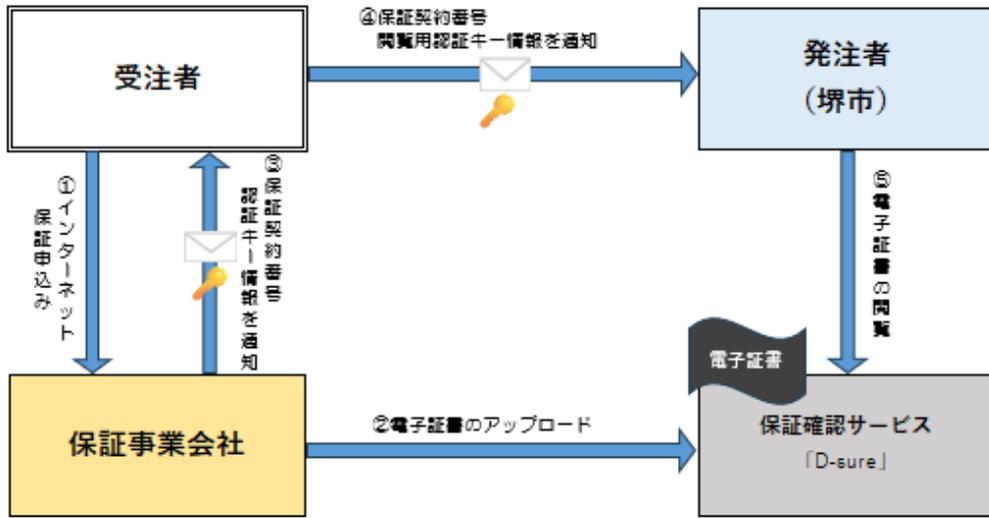
保証の種類	保証証書等	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※1
	公共工事履行保証証券	損害保険会社※2
	履行保証保険証券	損害保険会社※2
前払金（中間前払金）保証	前払金保証証書	保証事業会社※1

※1 西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

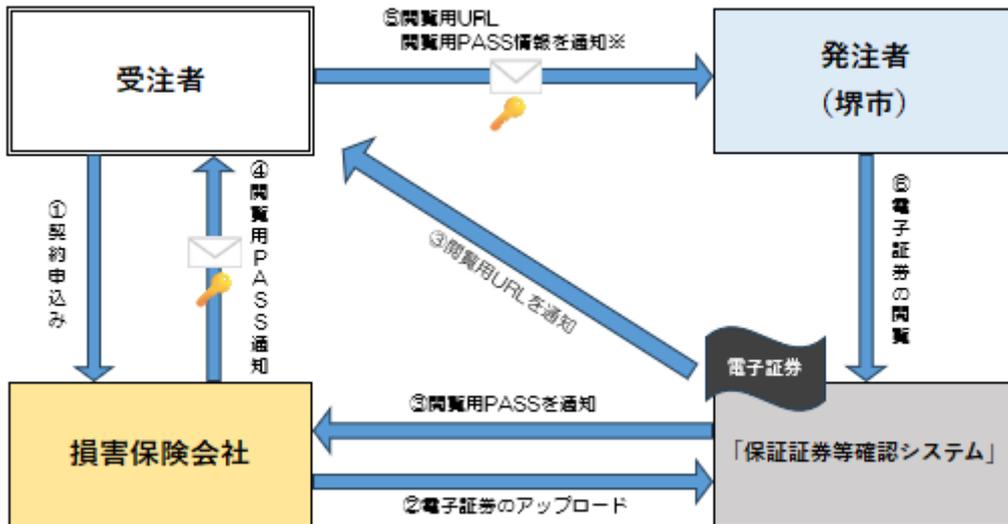
※2 一般財団法人日本損害保険協会が提供する「保証証券等確認システム」を利用している損害保険会社に限り、各損害保険会社の対応状況については、保険契約を申し込む保険会社、代理店等に確認してください。

3 電子証券等閲覧サービスを利用した電子証券等確認の流れ

(1) 保証確認サービス「D-Sure」(保証事業会社の保証証券)の場合



(2) 「保証証券等確認システム」(損害保険会社の保険証券)の場合



4 電子証書の閲覧に必要な情報の通知方法

(1) 保証確認サービス「D-Sure」(保証事業会社の保証証書)の場合

保証の種類	通知方法	通知先
契約保証	契約締結までに、保証機関から通知された保証契約番号・閲覧用認証キー情報を受注者から電子メールで通知	理財・会計課 rikai@city.sakai.lg.jp
前払金(中間前払金)保証	前払金請求書の提出まで(中間前払金の場合にあつては、本市からの認定調書(中間前金払に係る認定調書)の通知後、中間前払金請求書の提出まで)に、保証機関から通知された保証契約番号・閲覧用認証キー情報を受注者から電子メールで通知	各案件の工事(予算)担当課 (前払金請求書提出先)

※保証契約番号・閲覧用認証キー情報を本市に通知する際は、保証事業会社から発行された「電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ」のPDFデータを提出してください。なお、それ以外の書類(電子証書の閲覧画面のPDF等)での通知は認めません。

(2) 「保証証券等確認システム」(損害保険会社の保険証券)

保証の種類	通知方法	通知先
契約保証	契約締結までに、保証機関及び保証証券等確認システムから通知された閲覧用URL及びPASS情報を受注者から電子メールで通知	理財・会計課 rikai@city.sakai.lg.jp

※閲覧用URL及びPASSを通知する際は、損害保険会社から提供される「発注者提出用フォーマット」を使用してください。なお、それ以外の書類(電子証券の閲覧画面のPDF等)での通知は認めません。

(3) 注意事項

- メールの件名について

電子証書等の閲覧に必要な情報を本市に通知する際(上記(1)又は(2)の通知先への電子メールの送付)は、メールの件名を『【電子証書等の送付について】+工事(業務)案件名称』としてください。

例 【電子証書等の送付について】〇〇工事

- メール本文について

メール本文に、①会社名・担当者の氏名・連絡先(電話番号等)、②調達案件番号、③案件名称を必ず記載してください。

5 適用時期

令和8年4月1日以降に提出する各保証証書等から適用します。